

# 第1回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当 課）	教育総務部教育総務課（現 教育部庶務課）	
開催日時	平成27年1月14日 午後2時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、 教育センター所長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 0 人	
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	第1号議案、報告事項第2号及び3号については人事案件のため、 非公開とする。	
会議次第	<p>第1号議案 臨時職員の任免</p> <p>第2号議案 幼稚園教育職員の退職及び採用について</p> <p>第3号議案 区立幼稚園 教育課程の一部変更について</p> <p>協議事項第1号 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡大に伴う学校教室の使用について</p> <p>協議事項第2号 区立学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱について</p> <p>報告事項第1号 教育員会事務局の組織名称の変更について</p> <p>報告事項第2号 臨時職員の任免</p> <p>報告事項第3号 教育支援員の任免</p> <p>報告事項第4号 豊島区特別支援教育推進検討部会の中間報告</p> <p>報告事項第5号 日本語指導を必要とする児童・生徒の状況について</p> <p>報告事項第6号 豊島区立幼稚園就園相談委員会の報告について</p>	

渡邊委員長)

ただいまから第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は、菅谷委員と千馬委員です。よろしくお願いいたします。

(1) 協議事項第1号 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)の拡大に伴う学校教室の使用について

<子供課長 資料説明>

渡邊委員長)

学童クラブの拡大に伴う学校教室の使用について、背景や見込み等の説明をいただきました。今回のこの使用について、こういう可能性があった場合にはそうします、という大枠なのでしょうか。それとも、今お話のあった3カ所についてはここでお話をするのか、その点について明らかにしていただきたいと思います。

子供課長)

この3校については、既に不足していることを把握できていますので、解消をしなければならぬということと、年度で児童の数が若干変わってくることも予測されます。ニーズ調査を行い、人口の推計も確認しておりますが、ここ5年間で非常に希望が多くなる、子供も増える推計が出ています。この山場を越えれば、コアスペース、セカンドスペースで今まで通りにできるかもしれません。先が読めないところもございますが、この3校につきましては既に不足していることが明白ですので、平成27年度に向けて学童クラブの児童の希望を募っているところでございます。

渡邊委員長)

それではご質問やご意見をお願いします。

千馬委員)

駒込、高松、千早それぞれ児童会室、むかし館、家庭科室という案が出ていると思いますが、校長の内諾を得ているということによろしいですか。

子供課長)

校長先生にもすでにご相談させていただいて、本を読むとか宿題をする、夏休みにそこでちょっと食事をとらせていただくといった形で使うことは構わないと、ご承認いただいています。

渡邊委員長)

スキップとか学童クラブの違いなどについてご質問等はございませんか。

菅谷委員)

子供スキップは無料で、学童クラブは有料だと思いますが、今度、学童クラブが拡大していくと、今まで子供スキップに無料で預かってもらっていた家庭は有料になるという意味ですか。

子供課長)

既に子供スキップの中に学童クラブがございまして、学童クラブ以外は無料で自由にお

使いただけます。学童クラブについては午後5時以降もお預かりするという、保育所の延長的な要素がございまして、決め細やかな対応をとっておりますので、3,000円という利用料をいただいています。学童クラブはこれまで定員という基準がございませんでしたので、希望する児童を何人でもお預かりすることができましたが、今度は定員制になりまして、部屋の面積に応じて管理しなければいけません。

菅谷委員)

今のお話だと、いろいろ条件が加わってくると思いますので、拡大という表現は適当でしょうか。

子供課長)

今まで学校からお借りしていた部屋も拡大し、学童クラブで受け入れられる学年も6年生までに広がりますので、拡大という言葉を用いました。

菅谷委員)

そうすると、今までは割と自由にできましたが、今度はそういう枠にはまり、定員から外れてしまう子供がいることからすると、これは制限されてしまうと捉えられてしまうのではないのでしょうか。そういうマイナス部分を、どのように利用者に説明し、説得していくのか、その点についてお聞かせください。

子供課長)

豊島区の場合は公立の学童クラブを実施していますが、国がこうした基準を定めたのは、全国的にNPO法人が多く、資料でも説明させていただいた通り、面積だけではなく職員についても、これまで無資格者だとか、特に決めずに職員としていたものについても、きちんと基準を決めましょうという考えがあったからです。豊島区のように、もともと先駆的に学校施設を活用しているところは非常に少数で、国のモデルになるような事業ですが、そういう意味で窮屈になるのではないかというご心配は重々承知してございますし、やはり必要な基準であると考えてございますので、その辺を説明させていただきたいと思っております。

菅谷委員)

良い点だけではなくて、マイナス点についても十分に配慮した形で、こういう制度は進めていかないと、利用者にとってはかえって不便になってしまうことがあることを十分気をつけてやっていただきたいと思います。

嶋田委員)

小学校が承認ということであれば、大変いい事業ですし、子供たちにとっても様々な面でメリットが大きいことだと思いますので、このご提案自体については了承です。一つ、今度から第6学年まで受け入れられるということで、数は少ないだろうとは思いますが、3年生までと違い、体が大きい児童が入ってくることや、第1学年から第6学年まで一緒に活動をしていくという点で、様々な面で配慮が必要になってくると思うので、そこを配慮していただけて活動していただきたいと思います。

三田教育長)

私たちが子供を育てていたときは、もちろんゼロ歳児保育など無いし、学童保育も制度化されておらず本当に大変でした。それでも東京都はまだ恵まれていたという状況だったと思いますが、国が女性の社会進出をうたっているときに、こういうことをやらざるを得ない、出遅れているという点では、保育園の活動と一緒にやっていかなければいけない、保護しなければいけないといった側面があります。

「はじめてのおるすばん」という童話本がありまして、小学校一年生になった子供が親離れをして、一人で留守番できたことが子供にとっては大冒険、すごく大変だということが描かれています。区教育委員会としては、東日本大震災のときもそうでしたが、自分のできることは自分でやって、いつまでも保護されていることは必ずしもよろしくないと思っています。たとえば、親が勤めていて、親が帰ってくるまでの間、子供は、家事の手伝いとして自分の与えられた仕事をやって、親の帰りをお帰りなさいと言って迎えるということもあっていいと思います。家に帰ってきたら、自分の時間で家庭学習をやったり、隣近所で遊んだりといった取り組みもして欲しいと思いますが、都会のこういう条件の中で、なかなか安心して遊べる場所もありませんし、学習塾もたくさんありますから、あまり規制してほしいという親の要望もあるということで、非常に多様化です。スキップと学童保育が併存しているという格好だと思います。

ほどよく調和されたのが豊島区のスキップと学童だと思います。今般、法が改正され第6学年までを学童クラブの対象にするというのです。これはケース・バイ・ケースだと思っ  
ていまして、調査をしてみると、第4学年ごろから学習塾などの習い事に行き始めるよう  
です。家庭の事情でどうしても第6学年でも見てほしいというケースもあります。

利用がますます増えていって、やはり全施設でやらなければならない、場所も確保しなければいけないということであれば、本格的な建て増し等を含めて教育にマイナスの影響が出ないかなどを検討しなければなりません。今のところ、3校で見通しが立つということで回答をいただいていますので、この案件についてはご承認いただければありがたいと思います。今後のことについては協議をし、問題点を出していただいて、子供課と教育委員会で足並みを揃えてやっていく必要があると思います。

もう一点ありまして、例えば授業で子供に学校の理科室を使わせるときと、何も制約なしに理科室を使わせるときでは態度が全然違います。放課後の開放された感覚で使うときも、スキップや学童で使うときも同じだという一定の確認をしていただいて、後に影響が出ないような工夫や努力をしていただければありがたいです。

渡邊委員長)

質問ですが、資料の学童クラブ定員一覧に、第3学年までを第6学年までに拡大された場合、登録される想定数を考えると、恐らくこの3校以外にも、あそこも足りない、ここも足りないという状況になるのではないかと思います、その辺に関してはどうなっているのか教えてください。

子供課長)

ただいま新1年生の学童クラブの申し込みの期間でして、その様子を見ないとわかりませんが、お示しさせていただいた3校については既に足りないという状況です。実は今心配していることがありまして、子供スキップ目白の利用希望が多く、私たちの想定を少し上回る状況です。

渡邊委員長)

学校、放課後であるからといって必ずしも教室を使わないというわけでもないと思います。例えば新学期になって、足りませんので貸してくださいという話になると、何でそんな予測ができなかったのかという話が当然出てくると思います。予定者数などを踏まえて話をしていかないと、学校側としてみれば、年度が変わって突然、というのは非常に困るのではないかと思います。

実際、私自身が小学校のPTA会長だったときもそうですが、確かにこの子供スキップや学童クラブの事業は、保護者にとっても大変ありがたい話でした。ただ、学校の中には子供たちがいますし、学校活動の動線と重なってしまったらときにどうするか、1・2年生が理科室や音楽室に行って、部屋のなかのものを触ってしまうという危険性も考えられます。その辺はきちんと指導していただくことになるとは思います。学校施設を使うという意味で、子供課できちんと基準をつくってやっていただかないといけないと思います。

協議会を設けて、きちんと整理していった方がいいと思いますが、やっぱり子供を中心にして考えると、校庭開放も含め、そこで事故が起きたときには誰が責任者なのかといえ、校長先生だと皆言います。しかし、校長先生の監督外の事業であるから、責任者と言ってもその辺ははっきりわからないと思います。現保護者が、スキップと学童クラブの違いを理解していないとなると、非常に混乱してしまう可能性がありますので、学校側と緊密に対応していただけたらありがたいと思います。

では、承認ということによろしいですか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

## (2) 第1号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

**人事案件のため非公開**

(委員全員異議なし 第1号議案了承)

## (3) 第2号議案 幼稚園教育職員の退職及び採用について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

西巣鴨幼稚園で2名の先生が退職されることに伴い、先生を新たに2名採用するというご報告です。ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

菅谷委員)

相当ベテランの方がお一人退職されるので、その後をどうするかといった配慮をしなければならないという話がありましたが、豊島区の幼稚園3園の職員の中で、対応できそうな先生はいらっしゃいますか。

教育指導課長)

3園の中ですと、南長崎幼稚園に採用8年目と2年目の職員が、池袋幼稚園には採用20年程のベテランと2年目の職員がいて、3園6名のうち、8年目以降をベテランと呼ぶとすると、2名がベテラン、4名が2・3年目で、今回は新人さん1人という体制です。大変厳しい状況ではありますが、研修や育成等、力を入れて一刻も早く戦力になれるよう幼稚園長とも連携を通りながら進めていきたいと考えております。

菅谷委員)

なかなか大変な事情のようですが、頑張ってくださいと思います。

三田教育長)

やはり、人事異動も含め抜本的な人材育成を考えていかなければいけないと思います。3園であるがゆえ、人が固定化してしまうといった問題と、高齢で退職したり、辞職したりということがあって入れ替わってきていますが、人材育成の面で、あまりうまくいっていないのではないかと不安に感じています。

特別区においても一定の研修会をやっていますが、その程度ではなかなか実践的にできないと思います。それと、各幼稚園での研修が十分機能していないこともあると思います。研修時間や場所の確保、研修計画などについて、きちんとやっていけるように教育委員会もフォローしてあげなければいけないと強く感じています。初任者研修も共同でやる部分と、校種別にコーナーを設けて、悩みや課題を聞いて掘り起こしてやることもやっていけたら良いと思います。

それと、園長が3人体制になってまだ日が浅いのですが、園長自身もまだ若いということで、園長先生の人材育成をどうしていくのかの課題もあります。今、どの区でも幼児期が重要だということで、就学前教育プログラムを具体的に展開しています。豊島区は、はっきり言うとそれができていません。プランはあっても、生きておらず、実動されていないのです。小一プロブレムを考えたときに、ゼロオから学齢期に至るまでの子供の発達課題というものがあるわけで、幼稚園教育がしっかりと位置づけられているかやっておかないと、認定こども園をこれからつくりましょうと言っても、そういうのができていなければ話になりません。そうした幼児教育の再構築も踏まえて、人の手だての問題を考えてほしいと思います。

幼稚園教育は、滅びようとしていた状況がスタートでしたが、再構築しました。3園が幼児教育のモデル事業として課題を担い、小一プロブレムの解決に小学校と幼稚園が協力し、答えを出していく必要があります。あるいは、新しい学校改築のときに認定こども園を幼稚園型で提案できる力をつけていかないと、小学校や中学校がどんなに頑張っても、入り口が貧弱ではだめだと思っています。教育委員会全体の課題として考えていく必要が

あります。幼稚園は3園ですが、どうしていかしっかり方針を打ち立てて、具体的に進めてほしいと思います。

千馬委員)

私も幼児教育の大切さを日ごろから感じています。是非このお二人を育てて、また私も何かの折に協力できたらいいなと思っています。

嶋田委員)

幼稚園の研修は特別区などで組んでいると思いますが、私も保育者の研修に行っていて、小学校や中学校教員とは少し違っているところがあると思います。つまり、どこかに出向いて研修を受けるよりは、自分たちが今かかわっている子供たちを前にして、どのように保育をしているか、教育をしているかというところを、有識者などの立場の人たちが見て一緒にその場で変わっていくってということが、現場を変える唯一の方法だと思います。いろいろな研修を受けて、造形や音楽などを持ち帰っても、目の前にいる子供たちは小学校より様々ですので、その場で一緒に考えてもらえるシステムを組むのが良いと思います。私も区立の幼稚園には頑張っていたきたいと思っているので、そういう意味でお手伝いできる場所があると思います。

教育指導課長)

今年、区の幼稚園教育研究会の月例会を各園持ち回りでやっていますが、そこに中央区の元幼稚園の園長先生に必ずご参加いただいて、指導していただいています。教育指導課の研修が初任研では幼・小一緒ですし、幼稚園に特化した研修はなかなか充実が図れていませんので、そのあたりも含めて指導体制を見直していきたいと考えています。

渡邊委員長)

公立の幼稚園の良さを生かしていただいて、より発展していただきたいと思います。新しいお二人には頑張ってください、若い方ですのでサポートが必要だと思います。精神的に潰れてしまう方が多いと思うので、その点にもご配慮いただいて進めてもらいたいと思います。この件に関しては承認ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

(委員全員異議なし 第2号議案了承)

#### (4) 第3号議案 区立幼稚園 教育課程の一部変更について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

区立幼稚園の教育課程、特に修了式につきまして、新庁舎の落成式の日付と重なるため変更することのご提案です。やむを得ないことですし、あとは保護者が納得していただければと思います。このまま承認ということでもよろしいですね。

(委員全員異議なし 第3号議案了承)

#### (5) 協議事項第2号 区立学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

区立学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱についてご説明いただきました。平成11年にセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱は制定されていましたが、それをさらに拡大したという内容だと思います。昨年は国会でもセクハラと言われるのではなかろうかということも取り沙汰されていて、ハラスメントに対する解釈はいじめと一緒に、大変難しい部分もあるかもしれませんが、教職員が職場で良好な環境のもと職務を全うしていただくためには、こういうことが大切だと思います。

三田教育長)

現場の生々しい話を処理してきた立場からいうと、ハラスメントの防止に関する要綱をつくった後が大事だと思います。SOSのときには誰に言えばいいか、システムを明確にして周知する必要がありますが、私が一番心配なのは管理職です。管理職が職員を潰してしまい、セクハラまがいのことしてしまうのです。私は教育長7年目ですが、一番多いのは管理職です。まずは第一義的に管理職に徹底して意識を変えてもらう必要があります。

指導とハラスメントはどう違うのか、管理職に理解してもらいたいです。そこを明確にしておかないと、ハラスメントを盾にして、指導しているのにハラスメントだと言う人もいて、指導に従わないのです。今はすぐ裁判という話になる時代なので、学校だから許されるとかということでもありません。管理職も教員も配慮しなければならないと思います。場合によっては教員と児童生徒との関係でハラスメントが発生することもあるし、保護者との間で発生することもありますので、組織である限り、こうしたものについてはきちんとした形式と説明する言葉を持つておく必要があると思います。

教育指導課長)

今回、要綱を作成するにあたって、ハラスメントをどのように考えていくか、いろいろと課内で議論しました。ハラスメントとは、他者に対する発言、行動等が加害者の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり脅威を与えることです。これが指導とどう違うかということについて、これまでの事例を見ると一連の指導の中でトラブルになるケースばかりですが、指導している側が冷静さを失い、言われた通りにできないことに対して腹を立ててしまう。人を育成するという視点で、相手を思っているわけですが、受ける側がその管理職の感情を、自分を高めたり指導したりするために言っている言葉ではなく、自分が嫌いだから言っていると感じてしまうわけです。当然、管理職の方が立場上様々な権限を持っていますので、それと自分が嫌いだという感情と相まってしまい、ハラスメントというような感情につながってしまうというケースがほとんどだと思います。

校長会においても、日ごろから教育長がおっしゃっていますが、人材はやはり宝であり、最も大きな財産で、先生一人ひとりが何かしらの才能や能力を持っているわけで、それを引き出していくのが管理職であり、駄目なところをあげつらい、それを指摘し続けるのは、能力開発には決してつながりません。

ハラスメントと指導の違いについての答えになっていないかもしれませんが、これまで

のケースを見ると、そういったところが一つの大きな違いになっていると考えております。  
三田教育長)

やはり人は簡単には変わりません。人が変わるためには時間がかかります。だから、校長や副校長の意に反して職員が違った言動を繰り返すことは、あってはならない場合もたくさんあります。組織だから、法や基準を持ち出しますが、法に触れないものについては、じっくり時間をかけてその人の良さを引き出しながら、問題点をきちんと改善させ、認め、受け止める姿勢がとても大事だと思います。ところが、言っても分からないのが悪いという感覚でいるのは、教育者としては間違っていると思います。その人がどういう教育を受けてきたのかを問われてしまうようなことがあると思います。管理職のそういう姿勢は簡単には直らないと思います。それを受け止めていく必要があります。

管理職に致命的に足りないのは、人とのとても深いつながりです。学校における管理職と教員との人間関係や、管理職同士もそうですが、非常に淡泊というか、薄情というか、全てがそうであるというわけではないですが、そういう傾向の人が多くなってきたという実態に警鐘を鳴したいと思います。

教師に対して、「仰げば尊し、我が師の恩」と歌われてきましたが、本当に仰がれて尊いと思われている先生はどのぐらいいるのでしょうか。保護者も含め大人社会全体にそういう傾向があると思います。東日本大震災以後、「きずな」ということをずっと言われてきました。日本人は農耕民族ですから、協力、協働なしには農作業がうまくいかなかったわけです。家をつくるといっても、「結」と言う組織があって、みんなが寄り合いをつくって、そこで協働で家を建て、みんなで茅ぶきの屋根や柱をつくる等の協働作業をやってきました。元々、寄り合いというのはとても大事なつながりだったのですが、今、地域だって町会だってなかなか難しいところがあり、大人社会全体が、そういうコミュニティーを形成して人とつながるための能力が欠けてきているのと同時に、アメリカナイズされてきて、すぐ白か黒かって決着をつけようという考えになり、たとえば子供のけんかを見ても、自己主張して争い、それで超えていけることはたくさんあるのに、なかなか残念です。子供のけんかに親が口を出してきて、親同士がけんかしてしまうこともあります。大人社会全体が、正常な人間関係を構築していく上で病んでいる部分があるのではないかと私は思っています。教師はそこをきちんと見抜きながら、どうしていくのかという視点に立ってもらいたいです。ましてや管理職であれば、社会全体を見て、社会の良さと弱点をしっかりと踏まえながら、今、どうすればいいのかを考えていく必要があると思います。例えば校友会の先輩にもっと耳を傾けて話を聞いてもいいのではないかと思いますし、学校でもベテランの先生に若手の先生が耳を傾けて話を聞いてもいいと思うこともあります。年配者が若者の気持ちをしっかりとつかんで、一緒に協力・協働の仕事ができているかが心配になったりもしています。

ハラスメントはそういう社会の弱点として集中的に噴き出てくることだと思うので、人権感覚を持った言葉をきちんと使えるようにしていくスキルを身につけていく必要があります。

ます。

人権の思想は西洋から入ってきた感覚で、日本固有のものではありません。日本人がずっと培ってきた考え方の中に、例えば慈悲の文化や恥の文化、清貧という人間の尊厳を見つめる文化をもっていました、どんなお金持ちであろうと何であろうと、社会的地位が高かろうと低かろうと、間違っことはせず、世間に対して恥ずかしいことはしてはいけない、という文化であります。しかし、今は、恥も外聞もなくなっています。やはり、標準的なモラルや常識を持つ必要があると思います。

ハラスメントの実態がないかどうか、もしあったとしたらどう改善していくかということ、650名の教職員全体で見直してみる機会をつくっていただきたいと思います。

千馬委員)

私はこの要綱の制定に賛成です。私も校長職に就いているとき、ハラスメントについて非常に気を使っていました。私は誠実、感謝、プラス思考という考えのもと、なるべく先生たちが自信を持って力を発揮できるようにしてきたつもりです。教育関係の場合は特に、ハラスメントだけは防止していく必要のある職業なので、大変だと思いますが、これを具体化していただけたらありがたいと思います。

嶋田委員)

私もこの要綱自体には賛成ですが、別紙2について質問させていただきます。問い合わせ先のハラスメント対策担当の方を存じ上げないのですが、この方は電話などを受け継いで、相談員の方々にお渡しをするお役目と考えてよろしいですか。

教育指導課長)

この方は教育指導課の人事担当係長です。メールアドレスを区から新たに付与していただいて、相談等あれば、そのメールにまずはメールをいただく流れとなります。その後教育指導課で中身を見て、場合によっては教育センターにも面談をお願いすることも考えています。ケースによっていろいろと相談員を差配していこうと考えております。

嶋田委員)

その場合の電話機は、区から貸与されているものですか。

教育指導課長)

こちらはそれぞれの課に貸与されているPHSの電話です。

嶋田委員)

そうすると、この担当職員の方は、24時間持ち歩いていなくてはいけないのですか。あるいは、役所にいるときだけでいいのでしょうか。

教育指導課長)

まずはメールで相談いただいて、その上でこちらのほうからメールでの返信を何回かしていく中で、では、実際にお会いしましょうという形になるかと思います。担当ということで電話が書いてありますけれども、場合によってはここに直接かかってくることもあるかもしれませんが、基本的にはメールでご相談いただくようにしようと考えております。

嶋田委員)

細かく聞きましたのは、こういう関係の仕事をしている友人がおりまして、夜中にかけて電話がかかってくるそうです。切るに切れなくて、結局夜の間、ずっと話を聞くような体制になっていってしまうのです。だから電話番号を公開すると、担当職員の方はすごく負担になりますし、時間外の仕事となると思います。そこが懸念されたので、お聞きした次第です。

教育センター所長)

教育センターにも様々なご相談がありますが、メールで相談される方もいます。送信時間を見ると、日中だけではなく真夜中のものもあります。ですので、メールでの対応も十分にできるとは思っています。

菅谷委員)

ハラスメントは、先ほども話がありましたが指導と区別がしにくく、分けがたい部分があると思います。医者の世界でも最近、大学教授が医局員にもものすごく過重な指示を出して、局員がやめてしまったという話がありました。ところがその教授が、自分は正当に指導していると主張されたのです。パワハラというのはなかなかわかりにくい部分が確かにあるので、こういう相談を受けたときに、後の対処を適切にやっていく必要があると思います。

今、子供のいじめ問題についてさんざんやっていますが、一般社会、例えば大きな政治の世界でも、いわゆるいじめのような問題があるわけです。そういうようなところが、いじめはしてはいけないとか色々なことを言いながらも、親の世代などの社会では公然と行われているのです。そういったことも含めて、子供の見本になるような社会をつくる必要があると思います。

三田教育長)

これは本当に難しいです。親しき関係の中では、いじめやハラスメントは起きづらいです。つまり、普段から人を深く理解できるような環境をつくっていくことが大切で、それでもやっぱり社会ですから、関係の深い人、浅い人、初めての人といろいろですので、人に対して誠実であるとか、人の言葉をしっかりと受け止めるといった度量を持っているなど、社会人としてのモラルをきちんと持ち合わせていることはとても大事だと思います。

その他、状況とか場面は実際に体験しないと分からない部分があります。いじめと同じでね、やっている本人は無自覚で、やられているほうが非常に感じ取っているということもあります。対話というか、言葉を投げかけてそれを受け止めて返してくるっていう、そういうスキルがふだんから積まれていくことがすごく大事だと思います。

よく、インタビューで「あなた、どう思いますか」と子供に聞いたときに、わたしはこう思いますとはっきり言う子と、もじもじしているだけで言えない子がいます。何故そうなのかと言えば、ふだんからコミュニケーションを図っているかどうかという問題だと思います。能代で授業を見たとき、子供たちが、私の言い方で言わせてくださいと、そこま

で言っていて、すごく鍛えられていると感じました。ああいう子供たちなら、どこに行ってもはっきりと自分の意見を言えると思いますが、豊島の授業を見ていると、まだそこまで進んでいない感じの学校が多いです。そういう会話ができるかどうか、ソーシャルスキルとして学校がこれから大事にしていかなきゃいけないことだと思います。学校全体の体質が問われるということを先生に理解してもらいたいです。自分自身の社会的な能力や社会性が問われているのです。だから、感覚をしっかり養ってもらうためにもやる必要があるし、場合によっては、研修の場をつくっていく必要があると思います。

現在、服務事故防止月間を年3回ぐらいやっています。ハラスメントにより服務事故に至る場合もあるかもしれませんが、未然に防ぐためには、シミュレーションをやってみることが良いと思います。たくましさや、柔軟さと同時に心の強さを持った教員を育成していかなければいけないと思います。

これは大事な案件なので、この要綱の制定に私も賛成ですし、これを徹底して隅々までやってもらいたいと思います。管理職がハラスメントの事故を起こすことのないように、是非お願いをしたいと思います。この職から辞して去った人たちの中にも、こういった被害を受けてきた人がたくさんいると思っていますので、是非そういう人の気持ちを酌んでいただければと思います。

渡邊委員長)

いじめに関する条例もそうだと思いますが、こういうものを文言にしなければならない社会というのは決して豊島区だけではなく、世界各国もこんな状況であります。本来、管理職の立場にある人が、何をすべきか明白であると思うので、そこからそれぞれが行動を起こせば、こういうことは問題にはならないのですが、それをあえて宣言するという意味で、しっかり認識し、事故の起きないようにしていただきたいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

#### (6) 報告事項第1号 教育委員会事務局の組織名称の変更について

##### <教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

新庁舎への移転を控えて、業務内容に合わせた新しい組織名称に変更するというご提案ですが、現状に合わせているということですので、よろしいですか。

三田教育長)

教育総務課では名称変更に当たり、どのように周知をしていくのでしょうか。そしてそれを漏れなくやっていかなければいけないと思います。

それから、封筒や名刺などありますが、それらは今後も使い続けるのですか。

教育総務課長)

名称を変えるというのはかなり大がかりなことで、封筒や名刺についても変えなければなりません。ただ、今ある在庫については考える必要があります。在庫が多い場合には、処分するのはもったいないですから、手書き等で訂正して一時使ってもいいかもしれません

ん。ただ、名刺についてはそれもやりづらいですので、やはり新しいものを作成する必要があります。これ以外にも、様々な表記を変えなければなりません。ほかにも組織名称を変更する部署がありますので、区長部局の総務課が一括してそれらの表記を変えていくことになると思います。それから周知に関しましてはホームページに掲載します。また、学校や保護者への周知も当然に図っていく必要があります。

渡邊委員長)

では、大変な作業だとは思いますが、よろしく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第2号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第3号 教育支援員の任免

<教育センター所長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第4号 豊島区特別支援教育推進検討部会の中間報告

<教育センター所長 資料説明>

渡邊委員長)

豊島区特別支援教育推進検討部会について、部会の目的から検討内容等についてご説明をいただきました。

皆さんのご意見・ご質問をお願いしたいと思います。

菅谷委員)

昔と比べて、この発達障害の方は増えているのですか。あるいは、診断技術が高まったために、発達障害に分類されることが増えてきているのでしょうか。

教育センター所長)

文部科学省の調査によりますと、発達障害の数は増えてきているようです。昔は文部科学省の調査ですと5%ほどと言われていたのが、今では6.5%と言われています。また、東京都の報告によりますと、もっと高い割合であるということです。以前と比べると急増の状況です。発達障害は、脳の神経のシナプスのつながりぐあいがかまわず、子供たちが怒りやすかったり、認知能力が非常に低かったり、物事を行う処理速度が遅かったりなど、症状の現れ方も様々です。

菅谷委員)

医学的なことになりますが、増加してきた理由は、社会環境によるものだという捉えを

されているのでしょうか。もしそういう環境的なことで増えてきたのだとすれば、環境を整えれば、また減少するという可能性があると思います。

教育センター所長)

環境改善はとても重要なことです。目から入る刺激が多い教室では落ちつけないといったときは、教室の中の掲示物を取り除いたり、聴覚の過敏な子供に対しては校庭側の席を避けて廊下側にしたりといった環境改善を図ることは可能です。しかし、それだけでは十分対応し切れないのが現状です。また、薬物を投与することで改善することもできますが、それはごく一部の子供だけであり、医者に行くのをためらうご家庭が多いことも確かですので、障害に対するご理解が十分とは言えません。

三田教育長)

今とても難しいのは、生まれてから学校に入るまでの間の、家庭での子供の感性や五感をきちんと育て、見極めることです。大人の側に、赤ん坊の頃から丁寧に働きかける力が足りなくなっているのではないかと思います。保護者が気付いて、何とか改善しようと試みると、適応できるようになってくることもあります。それが教育の力だと思いますが、家庭の事情で母子分離せざるを得なかったり、離婚によって父子家庭・母子家庭になって、もう一方の親からの愛情が注がれなかったりといった要因で、改善できない状態で学校に入ってきていることが大きいと思います。発達障害についての理解が十分にされていないのではないかと思います。

心理的な手法と医学的な手法の両方をやっつけていかなければいけないと思いますが、特性を自分自身で受けとめ、親もそれを受けとめてあげられるかどうかで変わってくるのではないかと思います。そして、それは幼児期から丁寧にやっっていく必要があると思います。

豊島区でいうと、保健所は3歳まで発達診断を行っています。身体的な診断はやりますが、心の診断はしていません。3カ月の乳児でさえも、意思がはっきりしていると思います。こちらの働きかけによってもどんどん変化していきますし、ほほ笑い反応から、音声を伴って意思を表しています。言っていることはまだわかりませんが、1年経てばきちんと言葉になってきます。そういったことを見て診断し、対応してあげないといけないと思います。今までは隔離したり、就学免除というか、遅れて就学させたりといった対応を取ってきましたが、現在はケース・バイ・ケースでその子に合った教育をする状況をつくっていかねばなりません。私は、この計画はこれから必要だと思って、教育長会でも話をし、他区の情報を聞きたいと思っていますが、学校でいまだにこういう子供たちを排除する傾向があるのかどうか聞きたいです。ノーマライゼーションという理想は美しいですが、現実には厳しいです。腰を据えて、こういう子供たちと一緒にやろうという考えを、学校は持っているのでしょうか。

教育センター所長)

大変難しいところでございます。特別支援教育について非常に深い理解を示して、子供たちの受けとめや、教育センターのチームステップの巡回指導を受けながら、指導の改善

を困っている教員もたくさんおります。ただ一方で、学級経営に困難を来している教員は、週に1回でもいいから通級に行ってもらえれば助かる、という気持ちでいる教員がいるのも事実です。ただ、そういう障害の子供たちに対する教員の姿勢を、周りの子供たちも見えておりますので、その教員から負の対応を学んでしまい、お互いが優しくなれません。学級が障害に対して優しくない、あの子はだめだと言っていじめや不登校につながり、学校に行けなくなってしまいます。通級の日だけは通級指導学級に行きますが、他の日はお休みするという子供や、これを苦にして転校するという子供も中にはいます。ですから、やはりどの学校にも特別支援教育は普通に、当たり前に行っていくという意識をもっと浸透させていく必要があると考えています。

三田教育長)

私が校長で学校経営に当たっていたとき、この特別支援教育の制度ができて、他の学校から順番に回ってきましたが、親子ともに学校教育に不信感を抱いている様子でした。学校ではじっくり話を聞いてあげて、その子の変化をつかみ、家では子供がどう受け止めているのか把握することがとても大事で、情報の共有をしっかりやりましょう、私も頑張りますから、家でも頑張ってくださいと話をしました。毎週、学校でも記録を通りますから、家で何か気がついたことがあったら、記録してください。1週間に1回、直接お会いして相談に乗りますから来てくださいと話して、保護者に学校へ来ていただきました。それを毎週やっている、その子の発達特性がだんだん分かってくるのです。いいところが学級の中でうまく生かされると、すごく活躍します。プラスなところをどんどん行動記録につけていくのです。

第1学年の子供でしたが、特に、その記録をしっかり通りながらやることで、通常のクラスでトップクラスの子供よりもっと上手な文章を書いて、自分の気持ちを日記に書き記しています。そんなエピソードを朝会の子供たちに話したところ、涙を流しながら喜んでいました。励みになったのです。だから、なぜ障害を持つ子供をそんなに排除するのだろうか疑問に思います。私は特別支援学級を抱えた学校の校長経験が2回ありますが、その学校の子供たちは全体的に性格が優しいです。親もそういう子供に対してすごく優しい。私は、今でいう特別支援の免許を持っていたので、学級担任をやると、難しいケースの子を見て欲しいと校長先生に言われることがありました。私は教員にならずずっと特別支援教育に携わっていたわけです。校長になってこの経験は役に立ちました。教員も、子供をよく観察している人は、そういうところを分かってくれます。よく、子供と一緒に遊びなさいと言われますが、ただ遊ばばいいわけではなく、一緒に遊びながら、よく観察することが大切なのです。研修のときなどに、こういう基本的なことが大事だと伝えるべきです。

教育センター所長)

やはり人は必須だと思います。平成28年度から小学校において順次実施となっておりますが、これだけ多くの子供たちが支援を利用する状況にあるわけですから、やはり巡回指

導ができるだけの教員体制を組む必要があると思います。人事の保障をしっかりといただくということがとても重要です。

これだけ多くの子供たちに対して、個別指導が計画どおり適正に行われているか、各学校の状況を聞いてみても、一人ひとりをよく見て指導計画を立てていくという状況ではないと認識しております。支援計画をしっかりとつくるためにも、都立の特別支援学校がセンター校としての役割をしっかりと果たしてもらいたいということも私たちの要望です。

三田教育長)

週案簿がデジタル化しましたが、このおかげでどんどん記録することができます。記録ノートでもいいですが、要は、記録をしっかりとることを徹底してもらいたいのです。その記録や授業分析のノウハウも指導していく必要があると思います。子供の変化は、本当にスモールステップで、ほかの子供と同じだ、くらいに思っていると、絶対わかりません。その良さをどうやって引っ張っていくかが勝負なのです。人とお金の問題等は、私たちが違うところで頑張りますので、足元の、そういう記録をとるとか、子供のことをよく見られるようなスキルをしっかりと積むなど、そういうところで頑張っていたきたいです。学校で校内研究、研修をやってみるといった企画を副校長や校長が作り、学校経営の中に位置づけていく必要があります。

特別支援計画というネーミングですが、私は子供全員が持つべきものだと思います。皆、特別な支援計画を持たなければいけないと思うので、特別支援計画というネーミングはあまりよろしくないと思っています。特別ではなく、「個別支援計画」です。一人一人が個別支援・指導計画を本来は持つべきです。ただ、物理的に全部やられていないから、一斉にやっているわけであり、これが日本の教育のいい面でもあり悪い面でもあります。海外では個別支援計画が主流で、一人一人みんな違うという考えが前提です。日本は、一斉指導は得意なのですが、個別指導が苦手です。だから、もう少し記録を通り、個別指導計画につなげる必要があります。

今までは文字の記録だったものの多くがデジタル化され映像を記録できるようになりました。肝心なところは撮影しておいて、後で映像を見ながら分析をしてみるなど、毎回できるわけではないですが、何かの授業でやってみてみれば良いのですが、現場ではそこまで手が回っていません。私はビデオで導入の部分の5分間を撮っておいて、若手教員に対して分析をしていました。今までは録音記録でやっていたものを、映像と言葉に変えたところ、とてもよくわかるようになりました。ビデオ撮影して、その映像を客観視して見ることを取り入れていくと、週案簿はものすごく有効に使えらると思います。インデックスをつけて、それを開けば映像で見られるという週案簿にしてもらいたいです。

週案簿は教師にとって一番の大事なものだ、中学校の教師にも気付いてもらいたいですし、幼稚園教員は毎日書いています。そこから学んでほしいです。なぜ幼稚園では週案ではなく日案かと言えば、幼児はスモールステップだからです。日々書いて変化を見つけ、指導に生かしています。今日と明日では違うのです。そういう見方で週案を使って特別支

援に生かし、個別支援計画にも生かしていく必要があります。本来、教師はそれぞれの個別指導計画を持つべきであるのに、現実は一入ひとりの特性や個性を生かしていけないと思います。一斉指導だけでいい時代は終わっているのです。

教育センター所長)

1月20日に今年度最後の検討部会を開きますので、できれば1月か2月の教育委員会にその報告を出したいと思っています。

学校施設課長)

今、切迫した状況にあるということで、設計を急遽見直して、通級指導学級を設置することが可能という判断をしまして、これから建築に入りますが、設計を一部変更して対応することにしました。当初から設計に反映していたわけではありませんので、目白小学校の「あおぞら学級」のような行き届いた配置にはできませんでした。ただ、最大限に、通級指導学級として使用できる設計にしております。具体的にはプレールームと学習教室が1階と2階に分かれております。すぐ真上には階段もありますので、動線は確保しておりますし、専用のトイレこそありませんが、一般の教室のすぐ目の前にトイレがあります。また、専用の職員室も確保しておりませんが、一般の先生と一緒に共有できるように設計して対応することにしました。

三田教育長)

特別支援学級の設置について、2年先のことを1月から2月早々までに手続きを行わなければなりません、そのことについて決定したらいかがですか。

教育センター所長)

特別支援学級を設置するには、1年半前に都教委へ報告する必要があると思います。例えば平成29年度から実施するには、平成27年の2月に都教委に報告する形です。ただ、この池袋本町小学校の通級指導学級につきましては、南池袋小学校の分校的な拠点校としての位置づけです。つまり南池袋小学校に配当された教員の何人かを複籍という形で池袋本町小学校の教員としても配置し、指導に当たるという形になります。ただ、それによって教員が増員になるかはかなり厳しい状況です。少なくとも子供たちがこれだけの数にいることは、お示しするデータとしてつけていきたいと考えております。

教育指導課長)

都に確認しましたところ、平成28年度から、情緒障害の通級指導学級の新設は認めないということでした。全て拠点校とし、通級指導学級という名称を残すか残さないかは区の判断にお任せするという事です。教員については、平成27年までは特別支援学級それぞれに教員を配置していましたが、28年度からは区全体で個別の指導が必要な子供の数に応じて教員が配置されるようです。区では拠点校を増やす場合があると思いますが、全体で差配するとのこと。先日、教育長のところへ都教委の方々 came ときに、教員の人数を減らすようなことは絶対しないようにするとおっしゃっていました。それから、非常勤教員を全校小学校に1名ずつ配置して、特別支援教室の指導の補助に当たらせると

いうことをおっしゃっていました。今後、正式な説明があると思いますので、その折に再度ご報告させていただこうと思っております。

渡邊委員長)

では、現段階で特に何か決定することはまだ必要ないということによろしいですか。

三田教育長)

中学校はいかがですか。

教育センター所長)

中学校については、検討部会においてもいつから設置するか検討できていません。中学校にも必要ということは認識していますが、27年度中は巡回指導のシステムづくりを早急にしなければなりませんので、中学校の情緒障害学級については1年先送りして、校舎改築も視野に入れて、じっくりと検討すべき現状です。中学校の情緒障害学級が必要だということをご認めいただければ、都教委に申請をして、情緒障害学級を設置することが可能となります。都教委は、小学校の設置は認めないと言っていますが、中学校についてはそういったことを言っておりませんので可能です。よろしくお願いいたします。

渡邊委員長)

現実として、小学校の保護者も以前と違い、保護者が認めています。学校に聞いたら、すでにいっぱいですと言われてしまったなどという話も聞いたことがあるし、中学校だと、千川中学校に連れていくことが、保護者にはとても負担になるのを聞いているので、あと1校くらいあってもいいと思います。母親も何時までにか会社へ行かなければいけないということもあるので、すごく厳しいみたいです。雨が降っているから車で行こうにも駐車できません。そういうニーズはどんどん高まっているのが現実です。

教育センター所長)

例えば、28年度に中学校の情緒障害学級を東側につくる予定ですし、今年の2月にでも報告することができます。問題は、どこの学校に配置するかということです。例えば、該当の生徒は巣鴨北中学校に最も多いですが、恐らく、西巣鴨小学校の状況がそのまま巣鴨北中学校に反映されているのだと思います。今後、巣鴨北中学校が改築予定ですので、旧朝日中学校に移ったときに、特別支援学級の固定学級とともに、通級の学級も一部でいから確保して進めていくということも、旧朝日中が狭いので考えられないわけです。そういった課題もあるので、時期をずらしながら、改築にあわせてやっていくことを検討しているところです。

渡邊委員長)

ニーズはあるとはいえ、つくって、やっぱりだめでしたというのは、それもちょっとマイナス面が大きいと思うし、それであれば、少し我慢していただいて、次からきちんとした体制でスタートをしていくことのほうが、先を見たときにはいいと思います。

三田教育長)

私が赴任した学校でも、きこえとことば教室の通級をやっていましたが、全然足りてい

ないため、地区に2校だったのを4校に分離して、東西南北にうまく配置してきた経験があります。ところが、中学校だと2地区で1校しかありませんでした。それはなぜなのかという話を所長にしたところ、それは、中学校になるころには、ある程度適応力がついてきて、そういう学級に通わなくてもいい状態になるという側面があるということを書いていました。今の中学校をどうするかという点では、小学校にはたくさんいるので、自動的にそういった学級に通うのは必ずしも適していないという側面があるということをご理解いただけたらと思います。

今、巢鴨北中は旧朝日中学校の校舎を改修し、そこへ引っ越して仮校舎にする予定です。2年がかかりで解体して建築することになると、キャパシティが足りていないため、先送りせざるを得ません。その間、どのような対策をとるか検討をしていただきたいと思います。(渡邊委員長)

無理なこととしても、かえって子供たちにとっては厳しい話かもしれません。希望として、そういうところができるということを情報として知っているだけでもかなり安心してもらえらると思います。

それでは、保護者にも安心して、子供たちを学校へ通わせてもらえるよう引き続きよろしくをお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (10) 報告事項第5号 日本語指導を必要とする児童・生徒の状況について

##### <教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

教育センターの所長から、日本語学習についてご説明をお願いします。

教育センター所長)

教育センターの日本語指導教室では、通ってくる子供たちに、小学校第2学年までの、国語の読むこと、聞くこと、話すこと、書くことという言語領域(四領域)の指導を標準としてやっております。そして、第2学年のレベルが習得できたら終了です。なかには半年で終了する子供もいますし、習得状況が遅い子供だと1年かかることもございます。基本的には学校の中でのコミュニケーションがうまく図れるようになることを目指して、それをもって終了としております。

渡邊委員長)

指導課長から、日本語指導を必要とする生徒・児童についての状況と現状、対応と課題についてお話しいただいて、教育センター所長から、センターでの取り組みについてご説明をいただきました。質問と、課題に関してご意見をお願いしたいと思います。

嶋田委員)

外国籍の子供たちに日本語の指導をするわけですから、日本語を教えればいいのかと思いますが、国籍別で、中国語や朝鮮語、英語の他にどのぐらいの数の言語を使用しているか、もし分かっていたら教えてください。例えばその他のところが、例えばスペイン語が

入っているとか、ポルトガル語が多いとか、地域によって違いがあるかと思うので、そのあたりがもし分かればお願いします。

それから、日本語習得で一番問題なのは、あるグループを組んで、その中で自分たちの母語で話し合えば、幾ら日本語の指導をしても全く意味がないと思います。在籍期間別の資料を見させていただくと、例えば6カ月未満で習得が難しいというのは、特に中学生くらいになってくると、なかなかそれが難しいというのは分かりますが、2年以上3年未満になっても、まだこれだけの人数がいます。しかも、言語習得の臨界期でバイリンガルになれる可能性がある子供たちが4年生、5年生になってもまだ残っているのは、恐らく家庭で両親も母語をしゃべっているなどが考えられます。友達関係でも母語を使用していて、何ら日本語の必要を感じないのです。幾ら学校の中でそういう指導をしても、こちら側の努力が無に帰しているような部分があるのかと思います。これらのことについて把握していらっしゃることがあれば教えていただきたいです。

教育指導課長)

使用言語については、英語、スペイン語、中国語、タガログ語、ベトナム語、アラビア語、インドネシア語など、多岐にわたっております。それから、いわゆる言語習得の臨界説についてですが、中学校の校長先生からの報告で、家庭の経済状況にもかなり異なるところがあって、経済的に裕福のある家は、お金を出して日本語学校に入れているところもあるようです。その一方で、そういうことができないような環境、あるいは家庭での言語が母語で、日本語がなかなか家庭の中まで入り込んでないような方もいらっしゃるかと思います。ですので、日本でずっと暮らしていく方の学力保障をどうしていくかということも非常に重要だと考えております。

嶋田委員)

そういうことを考えると、何か日本語学級で学ぶことよりも、日本人の学級の中で、泣いても何でもとにかくやってもらおうというようにする方が、子供の場合、覚えるのが早いのかという気がします。少し乱暴になってしまったかもしれませんが。

教育指導課長)

初期の段階で日本語が全く分からない子供たちが入ってきたときにどうするかについては、教育センターから日本語初期指導ということで通訳を派遣していただいています。当然、時数にも限りがありますし、そのあたりが非常に大きな課題だと思います。日本語学級であまりにも隔離してしまうと、友達がなかなかできなかつたり、人間関係が広がらなかつたりということもあり、非常に大きな課題になると考えております。その辺も研究していかなければなりません。

渡邊委員長)

現実問題、例えば今の自分の子供が通っている学校に外国人の子供がいると、どうしてもみんな、あの子は言葉がわからないからと言って、引いてしまいます。だから、移動教室などに仲間外れになりかける危険性は確かにあります。各学校のPTAの話の聞くと、

お手紙が届かない。お手紙出しても、それが日本語だから読めないのです。結局は子供に読んでもらうケースもあるかもしれませんが、それもまともにいかないとなると、PTAのことに關しては全く伝わらないわけです。保護者同士も接触がないという現状を考えれば、恐らく親は日本語を使っていないと思います。

あと、子供たちだけで一つの学校に集まっていると、周りの子に対する影響について、相当心配されます。恐らく言葉が通じないことは、授業だけではなくて、生活指導上の問題も出てきてしまうと思います。通うということを考えたら、西池袋中学校だけに通うのはかなり大変で、分散させることがあってもいいと思います。それも含めて、ご意見があればお願いします。

教育指導課長)

補足させていただきますと、西池袋中学校は学級数も大変多く、全く使っていない教室はないということで、そのあたりも校長先生としては一つ悩みの種ではあるようです。

また、外国籍の子を持つ保護者たちの情報で、この学校に日本語指導学級があつて、しかも、すごくきれいな学校だということで、是非入りたいという方も増えてくるだろうと思います。

それから、都内の日本語学級や小学校、中学校の一覧の資料を添付しております。中学校の日本語指導学級の数は、小学校に比べると少なく、新宿、大田、北、板橋、江戸川、八王子、こういった区市で設置をしている状況です。

三田教育長)

新宿は1学級だけです。

渡邊委員長)

住民が少ないからですか。

三田教育長)

いえ、豊島区と比較してもすごく多いです。

菅谷委員)

こういう日本語学級というのは、そこへ通っていた人はどのくらいの期間で卒業できるというか、日本語がそれなりに使えるようになっているのでしょうか。例えば、西池袋中学校はデータだと33人が外国籍ですが、そのうち日本語の教育が必要な児童生徒数は8人です。ですから、25人はしゃべれるということになりますが、ある期間が経てば、それなりに日本語をしゃべることができるようになると思います。通われている方は、どのくらいの期間で卒業しているのでしょうか。

教育指導課長)

日本語学級に通う期間については、基本的には校長の判断と、保護者や本人の意向をもとに判断されますので、明確な基準がありません。ただ、文科省のガイドラインの中では、月に1回から最大でも週に8時間、いわゆる特別支援、情緒障害と通級指導学級と同じような時間で設定してあります。しかも、来日したばかりであり集中的に時間を使っても構

いませんし、年間でならして使っても構わないというガイドラインがありますが、子供たちの日常生活によって一定程度、日本語の習得が進み、友達とのコミュニケーションができるようになったところで退級するよう対応しております。

菅谷委員)

当然、言葉がわからないと、学校の成績にも当然大きな影響があると思いますが、やはり評価はそれなりに喋れなければ悪いという形になりますか。

教育指導課長)

小学校の日本語学級の先生に伺っても、生活言語の習得は小学生だと大体できるのだけれども、学習の言語に関しては非常に厳しいということでした。特に算数や理科、社会は非常に苦戦しているようです。

三田教育長)

数字という共通の言語がありますから数学や算数はむしろ大丈夫です。ただ、応用問題とか文章問題は苦手なようです。日本語学級に関して他区の様子を見てみると、設置していないです。やはりさまざまな配慮が働いている気がします。私も設置しなきゃいけないかなと思いながら聞いていましたが、主な対応を、豊島区では7つもやっていました。それに足りないのは本人たちと家族の努力、という意見もあります。日本でずっと暮らそうとしていて、日本語を覚えずに外国語を話して生活できていて、幾らこちらが心を砕いても、日本語を話そうとしないのであれば、それは日本語指導の効果が上がらないと思います。日本に来たばかりだと適応できず、通訳を派遣するなどして、集中的に教えてあげることは必要だと思いますが、その後どうするかというのは、例えば学校の中に同じ国から来た子供がいれば、日本語を教えてもらうような環境をつくってあげるなどして、できるだけ早く日本語を習得して、学校に適応できる生活を送れるようにしてあげています。手厚くやればやるほど、そういった負の遺産のようなものが出てくるのであれば、私たちがやる施策としてはあまりいい対応の仕方ではないと思う面もあります。たまたま西池袋中学校から問題が提供されているわけですが、ここにはしっかりと教員が加配されてるわけです。だから、有効な教員配置をしてもらいたいという意味もあるのです。

嶋田委員)

私もそう感じていて、検討課題の1番の日本語学級を、例えば西池袋中学校で仮に開設したとして、企業の在外でいらっしゃる方は別として、日本に職を求めていらっしゃる方というのは、家族とか親戚などのつてを頼って来ると思うのです。そうしたとき、一番の問題は、家族や子供の教育だと思いますが、あそこは手厚くやってくれるとか、あそこに行けば友達がたくさんいるから大丈夫、言葉も母語で通じるからということが大きなウエートを占めていると思います。そういったとき、西池袋中学校に仮に日本語学級をつくるとすると、その校区にある池袋小学校に外国籍の子供がまた増えてくる可能性があって、エンドレスでつながっていくような気がします。だから、日本で働くからには、しっかり日本社会に溶け込むという教育で、生活に必要な最低限の言語習得を目指した初期の段階

だけ手厚くして、あとはもう、学級の中に入れてしまうというようにするしかないと思います。それより、日本国籍の子供たちをもっと手厚くしてもらいたいと思います。

千馬委員)

私がいた学校では、韓国籍の子供がけっこういたので、日本語の指導教室を利用させてもらいましたが、非常に助かりました。卒業した子供が間に入って、通訳などを通じて交流してくれるように仕向けたのですが、その成果が結構あったようなので、こういった対応をしながら、やっていただけたらありがたいと思います。

三田教育長)

これでパーフェクトとは言えないですが、初期指導はきちんとやっています。数の多い中国語については、ガイドブックまでつくって適応できるように措置していますので、配置された教員と、学校の経営上の配慮をしっかりともらうということ、それから、本人と家族にも協力・努力をしていただく必要があります。

それから、学力調査等の扱いについては、集計上、一線を画していいと思っています。もちろん参加はしてもらって、その子に対する個別の結果は出しますが、学校の点数の比較については、言語理解についての十分、不十分のチェックをするということをやっていると思います。それは障害のある子供に対しても同じ扱いをしていると思います。差別と区別は違うので、そういう扱いをして、負の連鎖に至らないような配慮も必要だと思います。私は、国際アート・カルチャー都市構想を区長が打ち出しているのので、教育委員会も世界に対して多様である、懐が深い施策を明確にしていくということは大事だと思いますが、それはこのようにやってきたことで十分に示しているのではないかと思います。全くやっていないのであれば、これは人権上の配慮が足りないということだと思いますが、これだけやっても自分勝手に振る舞われてしまうこととは少し違うのではないかと思います。他のセクションの窓口でも、これでいいのかというような出来事がたくさんあるようです。時には、毅然とした態度も必要だと思います。

教育センター所長)

西池袋中学校には日本語指導が必要な生徒が8人います。8人の生徒の1週間の中でのコマ数を考えたとき、加配の教員が配当されても、せいぜい週2時間のコマだと思います。8人に対しての週16時間か、あるいは多くて3コマとれるかという状況です。週3コマでは、実際に日本語の習得は非常に遅くなります。教育センターでは、各学校の子供たちには毎日1コマずつ、1週間のうち5日間連続して実施しています。週5時間だと、毎日の積み重ねができてとても効果的です。ある小学校から1週間に3日しか来ない子供がいますが、飛び飛びで来ると非常に忘れやすく、積み重ねができません。今回、この加配がとれない状況ですので、何とかして子供たちに積み重ねができるような日本語の指導を、どこかで保障できればいいと思っています。

三田教育長)

学校運営課長にお伺いしたいのですが、外国籍の子供の入学の仕方はどういう状況なの

でしょうか。短期集中型でそういう授業を組み入れて、担当の先生に当たってもらい、1週間なり10日間なり、そういう講座つくるので、あとは自分でやってくださいという話し方をすれば、学校もできるのではないかと思います。

学校運営課長)

今年度では、小学1年生では4月1日に入っている子が11名おります。そして、4月30日にも1名、その後は6月に2名、8月に1名、9月に1名ということで、全部で16名という状況です。中学2年生を見ても、4月入学が6名ほどいまして、その後9月、1月と続きます。

三田教育長)

そのように学校において、4月集中型でまずはやり、あとは実情に応じて多少の組みかえをする方法で乗り切ってもらいたいです。他の子供たちが頑張っているのに、それがすべて帳消しになってしまうようでは、学校も大変です。入学するときに、学校運営課長とセンター所長、教育指導課の間で協定書のようなものをきちんと作り、まったく日本語がわからないお子さんが来た場合は、1週間、それぞれの場所で日本語を集中的に学習するという条件を出していいと思います。それを就学措置の規定に加えてもらって、学校に入ってもらいたいです。ルールに従ってもらわないと、向こうの言いたい放題、やりたい放題という今の状況は本当に厳しいと思います。

菅谷委員)

日本語の教育をするのであれば、効果がある形でやらないと意味がないと思います。集中的にやれば、効果は明らかにあるはずです。4月に入ってくる子供が一番多いということですから、それをターゲットにして集中的にやる方がいいと思います。

あと、せっかく学校で一生懸命に日本語を教えても、自宅へ帰った途端、母国語でほとんど会話をしているのでしょう。結局、親が日本語を覚えようとしなければ、子供も話せないままなのだと思います。しかし、子供の語学の習得は大人よりずっといいと思うので、少しでも日本語を習得できるよう本人に努力をしてもらう必要があります。さらに家族にも努力してもらうということも必要だと思います。

渡邊委員長)

新たに設置すること無しに、今まで通りのやり方をさらに工夫していただき、学校だけではなく、家に帰っても日本語を使ってもらわないと、焼け石に水状態になってしまうと思います。ご本人たちにも努力していただくことが大事です。

三田教育長)

ハンドブックをつくったりしているわけですから、しっかり利用してもらわないといけないと思います。ちなみに、日本人が海外へ移り、現地校に入るときにはこのようなサポートは一切ありません。皆、その国の言葉になじんでやっていくしかありません。だから、上手になって帰ってくるのだと思います。お互いに異文化を理解することは大切ですが、同時に、郷に入っては郷に従えということだと思います。仕事や生活の糧を求めに来てい

るわけですから、努力は必要です。

やはり国が違えば文化も異なるということをきちんと学んでもらうことが大事だと思います。本来、国際理解教育とはそういうものなのではないかと思います。

渡邊委員長)

では、そのようにお願いしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) 報告事項第6号 豊島区立幼稚園就園相談委員会の報告について

<学校運営課長 資料説明>

渡邊委員長)

区立幼稚園の就園相談委員会の実施結果についてご報告をいただきました。障害のある方に対する配慮については大変重い状況で、人数も増加傾向にあるというご報告でした。ご質問やご意見がありましたらお願いします。

菅谷委員)

5人のうち1人という20%です。非常に高いので、例えば私立幼稚園の中では障害のある子供を外してしまい、公立の幼稚園へ集中してくるということはわかりますが、全体の入園者数として考えると、保育園に行っている子供のほうが多いと思います。保育園でも障害をもつ子供についての統計はとっているのでしょうか。

学校運営課長)

とっていると思います。手元にその数字はありませんが、保育園の場合は各園2名ということで枠を設けています。ですので、最大でも保育園の数の倍ということになります。区立幼稚園の場合はそういった枠がありませんので、入園を拒否することはしていません。私立は難しく、区立保育園にも枠があるとすると、非常に状況的には厳しいです。

渡邊委員長)

本当は私立幼稚園にも頑張ってもらいたいところですが、やはり経営上の問題などいろいろあって難しいのだと思います。そうすると、最後には区立幼稚園という選択になるので、手を差し伸べてあげなければいけないと思います。幼稚園も3園しかないのに、人数が増えてくると面積的にも制限があるし、幼稚園の先生たちも大変になってしまいます。非常に苦しいところだと思います。

学校運営課長)

そういう状況ですので、特別な支援を必要とする幼児に対する臨時の職員の増員をお願いしてきたところで、今回は非常勤の特別支援の職員をお願いしております。職員が1人つかないと危険な状況になる子供がいるわけですし、ちょっかいを出してけがに繋がってしまいますと、問題になってしまいますので、園長としてはそういう子供に職員を一人つけていただきたいと、要望を繰り返しているという状況です。

渡邊委員長)

本当に現場は大変ということではありますが、予算がないからということで事故が起きな

いように、現場には十分注意していただきたいです。現場は本当に大変だと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

では、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

(午後 5時 40分 閉会)